

生徒心得

人間社会はそれを構成する人びとが正しく行動することによって発展します。生田東高等学校という一つの社会の重要な一員である生徒のみなさんは、このことを自覚し、本校での生活をよりよいものとするために、次のことがらをよく理解してこれを守り、清新の気みなぎる学校づくりと、将来にわたって受けつがれていく望ましい校風の樹立に、一人ひとりが努力することを期待します。

1. 基本事項

- 1) 本校生徒としての誇りと自覚をもち、心身ともに健康な人間となることに努めよう。
- 2) 集団の規律を守り、勤労を尊び、互いに協力して共同生活の充実発展に尽くそう。
- 3) 学習に自主的、積極的に励み、個性を伸ばし、自己の目標に向かってたゆみなく進もう。

2. 登校・下校

- 1) 交通機関の混雑などを考慮し、余裕をもって家を出て、朝のホームルーム開始時刻(8:40)までには静かに着席していること。
- 2) 交通ルールやマナーを守り、電車・バス等の車内では品位をけがす言動を慎み、事故のないよう注意する。万一事故にあった場合は学校に速やかに連絡する。
- 3) 自転車通学の場合は学校の許可を受ける。オートバイや自動車で通学してはいけない。特別な事情で送迎してもらう場合は、保護者のみとすること。
- 4) 自転車通学の生徒は自転車損害賠償責任保険に加入していること。
- 5) 部活動及び教員の指導を受けるために残る者以外は、一般生徒下校時刻(17:00)を守る。
- 6) 始業時より、放課時までの間に必要があつて一時外出する場合は、クラス担任などに届けて外出許可証を受け、これを携帯する。帰校後は返却する。
- 7) 帰宅時刻が遅くなる時は、必ず家庭に連絡する。
- 8) 登校・帰宅の途中で不必要な寄り道はしない。
- 9) 休日に登校する場合は、許可を得ること。

10) 日課表(令和5年4月時点)

	職員 打合せ	SHR	1校時	2校時	3校時	4校時
始業	8:30	8:45	9:00	10:00	11:00	12:00
終業	8:35	8:50	9:50	10:50	11:50	12:50

昼休み	5校時	6校時	SHR	清掃	一般生徒 下校
12:40	13:35	14:35	15:25	15:30	
13:20	14:25	15:25	15:30	15:45	17:00

※ 部活動のための登校時刻は7:00（休業日は8:00）以降、下校完了時刻は19:00とする。

3. 授業

- 1) 始業合図までに自席に着き授業を受ける態勢に入り、先生の入室と同時に係りの号令によって挨拶をする。
- 2) 授業中は授業に集中し、私語等はしない。教員が認める場合を除いて、携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末等の取り扱いはしない。

4. テスト

- 1) テストに際しては、平素の学習の成果を十分発揮できるよう心掛け、公正な態度で受験する。
- 2) 窓側より縦に出席簿の番号順に着席する。
- 3) 机の中は空にし、机の上には筆記用具のみにすること。
- 4) 受験に不必要なものは、カバンに入れ椅子の下に置くこと。
- 5) 携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末等は、電源をオフにし、カバンの中にする。
- 6) 筆記用具、消しゴム等の貸借は禁ずる。
- 7) テスト終了時刻まで室外へでることはできない。
- 8) その他、監督者の注意や指示に従うこと。

5. 礼儀・交際・その他

- 1) つねに礼儀をもって人に接するように心掛ける。職員に対し、また生徒相互においては進んで挨拶をし、来客に対しては礼を失しないよう留意する。
- 2) 男女間の交際は互いに節度を保ち、公正明朗であるように心掛ける。

- 3) 飲酒・喫煙等の法律に反することは絶対にしてはならない。また、高校生として好ましくない場所への出入りもしてはならない。
- 4) 生徒相互間での金銭の貸借やパーティー券などの売買は禁止する。

6. 服装・所持品

- 1) 学校生活においては、本校指定の制服を着用する。制服の型・仕様・靴等については以下のとおりとする。

制服上衣	ブレザー(本校指定)
制服下衣	スラックスまたはスカート(いずれも本校指定)
ネクタイ等	ネクタイまたはリボン(いずれも本校指定)
ワイシャツ	白無地
ポロシャツ	白無地(胸のワンポイントは可)5/1~2学期中間試験の前日まで着用可
カーディガン セーター・ベスト	色は白・紺・黒・茶・ベージュ・グレー。形はネクタイ・リボンの見えるVネック。柄としての編込みや織地は禁止。(胸のワンポイントは可)
ソックス	色は華美でないもの
校章	学年色。上衣左襟に付ける。
体育館履き	本校指定のもの。氏名を書く。
グラウンド履き	運動に適したもの
外履き	革靴・スニーカー共に可。ただし色は華美でないもの。
体育着	本校指定のもの
装飾品	腕時計以外は不可。ピアス・イヤリング・ネックレス・指輪等は不可

- 2) 5月1日から2学期中間試験の前日までを軽装期間とする。
- 3) 軽装期間中は、ブレザーを着用しなくてもよい。ただし、ブレザーを着用した場合はネクタイまたはリボン・校章を着用すること。また、軽装期間中はワイシャツのかわりに白無地ポロシャツ(胸のワンポイントは可)の着用を認める。
- 4) 校章はブレザー左襟につける。
- 5) 軽装期間中についてはカーディガン・ベスト・セーターでの登下校は可とする。なお詳細については前述の服装の規定に準ずる。
- 6) 登下校時に防寒着を着る場合は、必ずブレザーの上に着用すること。
- 7) やむを得ない理由で、異なった服装で登校しなければならないときは、異装許可願を提出して許可を受ける。
- 8) 休業中であっても登校する際は、必ず制服を着用する。
- 9) 服装は常に清潔を保ち、正しく着用すること。

- 10) 頭髪についてパーマ・カラー(染色)ブリーチ(脱色)・エクステ等の頭髪の加工は不可。
- 11) 装飾品について腕時計以外は不可。ピアス・イヤリング・ネックレス、爪の装飾、指輪等は不可とする。
- 12) 生徒証は常に携帯する。
- 13) 所持品は、高価 華美なものは避け、必ず記名しておく。
- 14) 金品を紛失または拾得したときは、必ず教員に届け出る。
- 15) 学校生活にそぐわない行為や行動があった時には、特別指導になることがある。

7. 諸届け等

- 1) 欠席・遅刻・早退等の場合は、保護者が電話等によって学級担任に連絡する。事前にわかっている場合は諸届欄に記入し、保護者が捺印の上、学級担任に届け出る。
 - 2) 生徒の忌引は願い出により、原則として次の日数とする。
父母・・・連続する7日
祖父母・兄弟姉妹……………連続する3日
おじおば曾祖父母…1日
- ※ 上記の葬祭に要する旅行日数はこれを加える。
- 3) アルバイトを行う場合は、学業に影響がでないようにすること。行う場合は1週間前までに所定の用紙によって届け出る。
 - 4) バイク・自動車の免許ならびに車輛を取得・購入する場合は、学級担任に連絡し、所定の用紙によって届け出る。
 - 5) 旅行・登山・キャンプ等を行う場合は、1週間前までに所定の用紙によって届け出る。
 - 6) 集会や催し物・印刷物の発行・掲示および募金を行う場合は、事前に関係職員を通じて校長の許可を得る。